

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月16日

さいたま市長

清水 正人



2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、窓口閲覧・交付システム（電子情報処理組織（申請者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と前2項に掲げる書類の電磁的記録を保存した電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して前2項に掲げる書類（築造計画概要書及び全体計画概要書の写しを除く。）の閲覧又は交付を行うシステムをいう。以下同じ。）を使用して当該書類の交付を受けようとする者は、窓口閲覧・交付システムにより当該書類の交付の申請を行わなければならない。

4 前3項に規定する申請の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

（申請書等の提出）

第27条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書、届出書又は報告書（以下「申請書等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に提出するものとする。ただし、第26条の2に規定する写しの交付において、窓口閲覧・交付システムを使用する場合は、この限りではない。

(1) 法第7条の6第1項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第38項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定を受けた私道の変更及び廃止、法第43条第2項第1号に規定する認定、同項第2号に規定する許可、法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等の許可、法第87条の3第6項に規定する興行場等の許可、同条第7項に規定する特別興行場等の許可並びに第26条の2第1項及び第2項に規定する写しの交付に係る申請書等 当該申請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存する区域を所管する建設局建築行政部北部建築指導課又は南部建築指導課（次項において「建築指導課」という。）

(2) 法第6条の2第5項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第7条の2第6項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第7条の4第6項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の6第3項（法第

2 [略]

（申請書等の提出）

第27条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書、届出書又は報告書（以下「申請書等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に提出するものとする。

(1) 法第7条の6第1項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第38項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定を受けた私道の変更及び廃止、法第43条第2項第1号に規定する認定、同項第2号に規定する許可、法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等の許可、法第87条の3第6項に規定する興行場等の許可、同条第7項に規定する特別興行場等の許可並びに第26条の2第2項に規定する写しの交付に係る申請書等 当該申請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存する区域を所管する建設事務所建築指導課

(2) 法第6条の2第5項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第7条の2第6項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、法第7条の4第6項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の6第3項（法第

87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する報告書 建築審査課

(3) 前2号に掲げるもの以外の申請書等 建設局 建築行政部建築行政課

2 前項第1号に規定する申請書等のうち、当該申請書等に係る敷地が建設局建築行政部北部建築指導課及び南部建築指導課の所管区域にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する区域を所管する建築指導課に提出するものとする。

様式第7号 (第8条関係)

工事に関する調書

[略]	
不 適 格 事 項	[略]
[略]	

[略]

様式第10号 (第8条関係)

不適格建築物調書

[略]
-----

注

1～4 [略]

5 建築基準法施行令第137条の7、第137条の12第13項又は第137条の16の規定の適用を受ける場合のみ面積を記入すること。

6・7 [略]

87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する報告書又は第26条の2第1項に規定する写しの交付に係る申請書 当該申請書等に係る建築物等の敷地が存する区域を所管する建築審査課

(3) 前2号に掲げるもの以外の申請書等 建築行政課

2 前項第1号に規定する申請書等のうち、当該申請書等に係る敷地が2の建設事務所の所管区域にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する建設事務所建築指導課に、同項第2号に規定する申請書等のうち、当該申請書等に係る敷地が2の建設事務所の所管区域にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する建築審査課に提出するものとする。

様式第7号 (第8条関係)

工事に関する調書

[略]	
不 合 格 事 項	[略]
[略]	

[略]

様式第10号 (第8条関係)

不適格建築物調書

[略]
-----

注

1～4 [略]

5 建築基準法施行令第137条の7、第137条の12第4項又は第137条の16の規定の適用を受ける場合のみ面積を記入すること。

6・7 [略]

様式第24号を次のように改める。



## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第26条の2及び第27条第1項（ただし書を加える部分に限る。）並びに様式第7号及び様式第10号の改正並びに様式第24号の改正規定は、公布の日から施行する。